相模原市指導監查基準家庭的保育事業編

令和5年度版

関係法令名等	略称	制定	最終改正
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年 厚生労働省令第61号)	省令	平成26年4月30日	令和5年3月31日
児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	法	昭和22年12月12日	令和5年6月16日
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年 内閣府令第39号)	特定教育·保育施設 等運営基準府令	平成26年4月30日	令和5年9月15日
保育所保育指針(平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号)	なし	平成29年3月31日	_
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成31年 相模原市条例第11号)	条例	平成31年3月18日	令和2年3月16日
消防法(昭和23年 法律第186号)	なし	昭和23年7月24日	令和5年6月16日
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)	なし	昭和36年4月1日	令和5年5月31日
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年9月1日 雇 児総発0901第3号・社援基発0901第1号・障障発0901第1号・老高発0901第1号)	非常災害対策及び入 所者等の安全確保通 知	平成28年9月1日	_
児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日 雇児総発0909第2号)	児童福祉施設等利用 者安全確保・非常災 害時体制整備強化徹 底通知	平成28年9月9日	_
消防法施行令(昭和36年 政令第37号)	なし	昭和36年3月25日	令和4年9月14日
社会福祉法(昭和26年 法律第45号)	なし	昭和26年3月29日	令和4年6月22日
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日 障第452号・社援第1352号・老発514号・児発第575号)	苦情解決指針通知	平成12年6月7日	平成29年3月7日
児童福祉行政指導監査の実施について(平成12年4月25日 児発第471号)	児童福祉行政指導監 査通知	平成12年4月25日	令和5年3月31日
相模原市暴力団排除条例(平成23年 相模原市条例第31号)	なし	平成23年12月26日	平成24年10月29日
労働基準法(昭和22年 法律第49号)	なし	昭和22年4月7日	令和4年6月17日
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年 5月19日 こ成保38 5文科初第483号)	留意事項通知	令和5年5月19日	_
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年 厚生労働省令第63号)	児童福祉施設基準省 令	昭和23年12月29日	令和4年11月30日
特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日 府子本第912号 29初 幼教第11号 子保発1110第1号 子子発1110第1号 子家発1110第1号)	なし	平成29年11月10日	-
児童福祉施設における事故防止について(昭和46年7月31日 児発第418号)	事故防止通知	昭和46年7月31日	_
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて(平成 28年3月31日府子本第192号 27文科初第1789号 雇児保発0331第3号)	事故防止及び事故発 生時の対応のための ガイドライン	平成28年3月31日	-
教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(令和4年6月13日 府子本第679号 4初幼教第9号 子少発0613第1号 子保発0613第1号)	プール活動等事故防止通知	令和4年6月13日	_

保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について	なし	令和4年12月15日	-
「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平	重大事故防止策を考	平成29年12月18日	-
成29年12月18日事務連絡)	える有識者会議注意		
	喚起		
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年 法律第82号)	なし	平成12年5月24日	令和4年12月16日
学校保健安全法(昭和33年 法律第56号)	なし	昭和33年4月10日	平成27年6月24日
学校保健安全法施行規則(昭和33年 文部省令第18号)	なし	昭和33年6月13日	令和5年4月28日
労働安全衛生規則(昭和47年 労働省令第32号)	なし	昭和47年9月30日	令和5年9月29日
社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日 社援施第65号) 別紙:大規模食中毒	衛生管理通知及び別	平成9年3月31日	平成29年6月16日
	添大量調理施設衛生		
	管理マニュアル		
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日 健発第0222002	感染症等発生報告通	平成17年2月22日	-
号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号)	知		
	食事提供に関する援	令和2年3月31日	-
号 障発0331第8号)	助及び指導通知		

【判定】

- ・B⇒相模原市指導監査基準家庭的保育事業編を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・C⇒相模原市指導監査基準家庭的保育事業編を満たしていないものでB以外のもの
- ※ 指導監査基準の「関係法令等」における表記について 児童福祉法に基づく運営基準条例第13条の規定により、家庭的保育事業所等省令の例によるとされているものについては、省令の該当する条項を 記載しています。

相模原市指導監查基準 家庭的保育事業編 ~ 管 理 運 営 · 会 計 ~

令和5年度版

1

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 保育時間等	1 開所・閉所時間、保育時間 の状況		保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(以下、「家庭的保育事業者」という。)が定めていること。	○省令第24条	・保育時間を1日につき 8時間以上としていない。 ・規定した保育時間で 運営していない。	C C
2 入所対象、 定員の基準 (1)入所対象	2 入所児童の年齢制限の状況		家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児であって満3歳未満のものについて、家庭的保育者による保育を行っていること。 ただし、保育の体制の整備状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる場合は、満3歳以上の幼児の保育もできる。	○法第6条の3第9項	・保育の体制の整備状 況などの地域の事情を 勘案することなく、満3 歳以上のものを保育し ている。	С
(2)利用定員	3 利用定員	共	定員は、1人以上5人以下としていること。	○法第6条の3第9項 ○特定教育・保育施設 等運営基準府令第37条 第1項	・定員を遵守していない。	С
	4 区分ごとの利用定員	特	子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めていること。			С
	5 定員の遵守		利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないこと。 ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対 応、子ども・子育て支援法第46条第5項に規定する便宜の提供への対 応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待、そ の他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第48条		С
	6 勤務体制の確保	特	満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第47条 第1項		С
	7 職員の専従状況	特	特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供していること。 ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	等運営基準府令第47条		С
		家	他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該事業所の職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の職員に兼ねることができるが、その行う保育に支障がないこと。	○省令第10条	・当該事業所の職員が 他の社会福祉施設等の 職員を兼ねており、そ の行う保育に支障があ る。	С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 施設及び設備の基準	8 建物、設備の維持管理状況		構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に 対する危害防止に十分な考慮を払って設けていること。	○省令第5条第6項	・保健衛生又は危害防止を講じていない(軽微な場合はB)。 ・考慮が不十分である (軽微な場合はB)。	B·C
	9 設備及び運営基準への適合 状況 ※他の社会福祉施設等を 併せて設置するときは、 必要に応じ当該家庭的 保育事業所等の設備の 一部を併せて設置する 他の社会福祉施設等の 設備に兼ねることが できる。		家庭的保育事業所には、次に掲げる設備を設けていること。 (1)乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 (2)前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9㎡(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積)以上であること。 (3)乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 (4)衛生的な調理設備及び便所を設けること。 (5)同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。) (6)前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上であること。 (7)火災報知器及び消火器を設置していること。	○省令第10条、第22条	・設備等の基準を満た していない(軽微な場 合はB)。	B·C
	10 医薬品等の管理状況	家	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適 正に行っていること。	○省令第14条第3項 ○保育所保育指針第3 章1(3)エ	・必要な医薬品等を備えていない。・管理を適正に行っていない。	В

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 職員の配置 (1)保育士等	11 保育士等の配置状況		家庭的保育事業を行う場所には、次に規定する家庭的保育者及び家庭的保育補助者を置いていること。 1 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項において同じ。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。)であって、次の各号のいずれにも該当する者。 (1)保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2)児童福祉法第34条の20第1項第3号に該当しない者 (3)児童福祉施設(助産施設及び児童家庭支援センターを除く。)において保育士(幼保連携型認定こども園にあっては、保育教諭)として保育に従事したことがある者 2 家庭的保育事業において家庭的保育者1人が家庭的保育補助者(市長が行う研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。)とともに保育することができる乳幼児の数は、5人以下とする。 【児童福祉法第34条の20第1項第3号】 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者		・家庭的保育者を適正に配置していない。・家庭的保育補助者を適正に配置していない。	C
(2)嘱託医	12 嘱託医の配置状況	家	嘱託医を配置していること。	○省令第23条	・嘱託医を配置していない。	С
(3) 調理員	13 調理員の配置状況		調理員を配置していること。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や、利用者処遇監査事項29 の要件を満たした家庭的保育事業者が搬入施設から食事を搬入する場 合は、調理員を置かないことができる。	○省令第23条	・調理員を配置していない。	С
5 非常災害対 策	14 非常災害に必要な設備の設 置状況		消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けて いること。		・非常災害に必要な設備を設けていない。	С
	15 定期点検の実施状況	家	そのうち1回は結果を消防署長に報告していること。	○消防法第17条の3の3 ○消防法施行規則第31 条の6第1項、第31条の 6第3項		ВВ

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	16 非常災害計画の地域の実情に応じた策定状況		「非常災害対策計画」という。)を策定していること。非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであること(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。)。	所者等の安全確保通知 ○児童福祉施設等利用 者安全確保・非常災害 時体制整備強化徹底通 知	・地域の実情を鑑みた 災害に対処できる内容	В
	17 非常災害計画の内容等の職 員間の共有状況		の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための適切な行動をとるようにすること。災害発生時に適切に対応するため、	○非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 ○児童福祉施設等利用 者安全確保・非常災害 時体制整備強化徹底通 知	法等を職員に周知して	В
	18 非常時の連絡・避難体制	家	渡し方法等について確認していること。	○非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 ○児童福祉施設等利用 者安全確保・非常災害 時体制整備強化徹底通 知 ○保育所保育指針第3 章4(2)・(3)		В

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	19 避難及び消火訓練の実施状 況	家	避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行っていること。 避難訓練については、地域の実情を鑑みて、火災、水害・土砂災害、 地震等を想定した訓練を実施すること。	○省令第7条第2項 ○省令第22条第1項第7 号 ○消防法施行令第3条 の2第2項 ○消防法施行規則第3 条第11項 ○非常災害対策及び入 所者等の安全確保等列 ○児童福祉施設等利用 者安全確保・非常災 時体制整備強化徹底通 知	・未実施の月がある、 地域の実情を鑑みた災 害を想定していない 等、訓練内容が不十分	В
6 防犯対策	20 防犯についての配慮状況	家	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態 に備えて必要な対応を図っていること。	○保育所保育指針第3 章3(2) ウ	・防犯対策を適切に講じていない。	В
7 運営規程	21 運営規程に関する適切な整備状況	共	次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 (「運営規程」という)を定めていること。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)提供する特定地域型保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 (5)教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7)事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(特定教育・保育施設等運営基準府令第39条第2項に規定する選考方法を含む。) (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	等運営基準府令第46条 ○省令第18条	・施設の運営について の重要事項に関する規 程を定めていない(軽微 な場合はB)。	В•С
8 苦情解決	22 苦情受付窓口の設置など苦 情解決処理への対応状況	共	提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていること。	○省令第21条第1項 ○社会福祉法第82条 ○苦情解決指針通知 ○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第30条第1項)	・苦情処理に関する必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。	В•С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	23 苦情の改善	特	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第30条第2~5項)	ていない(軽微な場合は	B • C
		特	提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等から の苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めていること。		・苦情に関して市が実 施する事業へ協力して いない。	С
			提供した特定地域型保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定地域型保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力すると		・市への報告・提出・ 提示の命令、市からの 質問若しくは検査に応 じない。	С
			ともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていること。		・苦情に関する調査へ の協力、市の指導又は 助言に従って必要な改 善を行っていない。	С
		特	市からの求めがあった場合には、苦情の改善の内容を市に報告して いること。		・苦情の改善内容を市に報告していない。	С
9 職員処遇	24 職員の確保・定着化		職員の確保・定着化について積極的に取り組んでいること。 ア 職員の計画的な採用に努めていること。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に 努めていること。	○児童福祉行政指導監 査通知別紙1-2(2)第2- 2(3)		В
10 秘密保持	25 秘密保持等	共	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・ 保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないこと。	等運営基準府令第50条	・正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしている。	С
			職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。		・元職員に対しても、 秘密を漏らさないよう 必要な措置を講じてい ない(軽微な場合はB)。	В•С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 暴力団排除	26 暴力団排除条例の遵守状況		事業者等は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けていないこと。管理者は、2及び4に該当する者でないこと。 1 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団 2 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等 3 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等 4 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を 有すると認められるもの	○条例第14条(準用第5 条) ○相模原市暴力団排除 条例 ○特定教育・保育施設 等運営基準条例第4条	・暴力団等から支配的 な影響を受けている。 ・管理者が暴力団員等 である。	C
			【暴力団員等】 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。			
12 内容及び 手続きの説明 及び同意	27 重要事項説明及び利用申込 者の同意			○特定教育・保育施設 等運営基準府令第38条		B • C
	28 重要事項等の掲示			○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第23条)		В
13 記録の整 備	29 記録の整備	共	職員、設備、会計及び保育の提供に関する諸記録を整備していること。			В•С
		特	満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していること。(1)特定教育・保育施設等運営基準府令第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画(2)特定教育・保育施設等運営基準府令第50条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録(3)特定教育・保育施設等運営基準府令第50条において準用する第19条の規定による市への通知に係る記録(4)特定教育・保育施設等運営基準府令第50条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録(5)特定教育・保育施設等運営基準府令第50条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	等運営基準府令第49条第2項		B·C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
14 会計の区 分	30 会計の区分	特	特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分していること。	等運営基準府令第50条 (準用第33条)	・特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	С
15 利用者負 担額等の受領	31 利用者負担額等の受領	特	特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、支払を教育・保育給付認定保護者から受けている場合、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内の額としていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第43条 第3項		С
	32 便宜に要する費用の受領	特		○特定教育・保育施設 等運営基準府令第43条 第4項		С
			(3)特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4)(1)~(3)に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの			
	33 領収証の交付	特	監査事項31及び32(1)~(4)の費用の額の支払を受けた場合は、 当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定 保護者に対し交付していること。			B • C
	34 書面での説明及び文書によ る同意の徴収		監査事項31及び32(1)~(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていること。 ※ただし、監査事項32(1)~(4)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	等運営基準府令第43条 第6項	・使途・額・理由について書面で明らかにするとともに、監査事項32を除き文書による同意を得ていない(軽微な場合はB)。	В•С
16 施設型給 付等の額に係 る通知等	35 地域型保育給付費の額に係 る通知		法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費(子ども・子育て支援法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知していること。	(準用第14条第1項)	・法定代理受領により 受けた地域型保育給付 費の額を、教育・保育 給付認定保護者に対し 通知していない。	С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
17 公定価格 I 基本部分	36 基本分単価 基本分単価に含まれる職員構 成	特	基本分単価に含まれる職員構成を充足していること。 (ア)保育従事者 基本分単価における必要保育従事者数は以下の数であること。	○留意事項通知別紙5 ④	・職員構成を充足していない(充足していない(充足していない事を保育課に報告済の場合はB)。	В•С
			i 家庭的保育者及び家庭的保育補助者 子ども3人につき家庭的保育者1人(家庭的保育補助者を配置する 場合は子ども5人)			
			(イ) その他 i 非常勤調理員等(注) (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。 ii 非常勤事務職員(注1・2) (注1)利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者加算(監査事項38)の適用を受ける事業所を除く。 (注2)家庭的保育者等が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 iii 嘱託医・嘱託歯科医			
Ⅱ 基本加算部 分	37 資格保有者加算	特	保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を 配置していること。	○留意事項通知別紙5 ⑥	・加算の要件を満たしていない。	С
	38 家庭的保育補助者加算	特	家庭的保育補助者を配置(注)していること。 (注)非常勤の調理員(食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合(監査事項41)の調整の適用を受ける事業所を除く。)とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要。	○留意事項通知別紙5 ⑦	・加算の要件を満たしていない。	С
	39 障害児保育加算	特	障害児(軽度障害児を含む。)(注)を受け入れる事業所において、当該障害児に係る家庭的保育者及び家庭的保育補助者の配置基準を障害児2人につき1人としていること。その際の計算に当たっては、配置する家庭的保育補助者数が、以下の算式により得た「必要補助者数」以上になること。(注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。 〈算式〉 {利用子ども数(障害児を除く)×1/5(小数点第1位まで計算)}+ {障害児数×1/2(同)}=必要補助者数(小数点第1位を切り上げ)	○留意事項通知別紙5 ⑨	・加算の要件を満たしていない。	С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
Ⅲ 加減調整部 分	40 連携施設を設定していない 場合	特	連携施設を設定しない場合に加減調整していること。	○留意事項通知別紙5 ②	・連携施設を設定しない場合に加減調整されていない。	С
	41 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合		食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項各号に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による場合に加減調整していること。家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項一連携施設二当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業(法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等三学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)四保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業務を適切に定せきる能力を有すじた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な発養素量の給与等の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な発養素量の給与等の配換に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第二十三条に規定する家庭的保育事業を行う場合に限る。)	13	・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合に加減調整されていない。	C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	42 土曜日に閉所する場合			○留意事項通知別紙5 ⑭	・閉所する日があった場合に加減調整されていない。	С
18 その他	43 その他	共	その他、管理運営及び会計について不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある (軽微な場合はB)。	В•С

※ 周知事項 ※

ら、社会通念に照らして、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支 課) 出は認められないことを認識し、給付費本来の趣旨に則った支出とす ること。	地域型保育給付費に係る支出について	地域型給付費は、使途制限を設けるものではないが、一部の事業者 において教育・保育に関係のないものに支出しても問題ないといった 誤った認識を持っていることが懸念されています。 地域型給付費は、保育に要する費用に支出されるものであることか	支出について (令和5 年12月8日 こども家	-
		ら、社会通念に照らして、本来の趣旨から著しく逸脱した不適切な支 出は認められないことを認識し、給付費本来の趣旨に則った支出とす		

相模原市指導監查基準 家庭的保育事業編 ~ 利 用 者 処 遇 ~

令和5年度版

項	目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 総則		1 一般原則			○特定教育・保育施設 等運営基準府令第3条第 1項	・良質かつ適切な特定地 域型保育の提供を行って いない(軽微な場合はB)。	В•С
			共	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業者を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第3条第 2項 ○省令第5条第1項	・子どもの意思、人格を 尊重し、常に子どもの立 場に立った特定地域型保 育の提供に努めていない (軽微な場合はB)。	В•С
				特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第3条第 3項 ○省令第5条第2項	・地域及び家庭との結び 付きを重視した運営を行 い、教育・保育の提供に 関する機関、団体等との 密接な連携に努めていな い(軽微な場合はB)。	В•С
				当該特定地域型保育事業者を利用する小学校就学前子どもの人権の 擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる よう努めていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第3条第 4項 ○省令第5条第1項	・子どもの人権の擁護、 虐待の防止等のため、必 要な体制の整備を行うと ともに、その従業者に対 し、研修を実施する等の 措置を講ずるよう努めて いない(軽微な場合はB)。	В•С
		2 特定教育・保育の 取扱方針		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第44条 ○省令第25条(準用児童 福祉施設基準省令第35 条)	・指針に基づき、適切に 特定教育・保育の提供を 行っていない(軽微な場合 はB)。	В•С
2 養護に する基本的 項		3 各事業所の実情に 応じた適切な保育の 実施状況		るために保育士等が行う援助や関わりであり保育所における保育は、 養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育	○省令第25条(準用児童 福祉施設基準省令第35 条) ○保育所保育指針第1章 2(1)	・事業所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されていない(軽微な場合はB)。	В•С

項	目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 保育画及び計画の付計画の付	平価 的な	4 全体的な計画の作成状況		全体的な計画の作成に当たっては、次の事項に留意していること。 1 家庭的保育事業所は保育の目標を達成するために、各事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、事業所の生活全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成すること。 2 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成すること。 3 全体的な計画は、家庭的保育事業所における保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各施設が創意工夫して保育できるよう作成すること。	○保育所保育指針第1章 3(1)	・全体的な計画を作成していない(軽微な場合はB)。	В•С

項 目 監査事項 区分 監査内容 監査内容 関係法令等 評価	判定
(2) 長期的な 指導計画、数 規画の作成 期的な指導計画、 地画の形式(保育の内容の見直しを行い、改善を図ったこと。 計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、 子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連 しながら、より具体的なデどもの日々の生活に即した短期的な 指導計画を作成すること。 2 指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第2章及びその他の 関連する室に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や 状況を十分に踏まえること。 3 指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第2章及びその他の 関連する室に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や 状況を十分に踏まえること。 4 海線以上児については、一人 人の子どもの生育歴、心身の 発達、活動の実態等に即して、個別の計画を作成している こと。 4 海線以上院については、個の成長と、子ども和互の関係や 協同的な活動が保えれるよう配慮していること。 9 異年齢で構成されるよう配慮していること。 (2) 発達過程、生活の連続性等、子どもの生育歴、心身の や環境構成ができるよう配慮していること。 (2) 経達過程、生活の連続性等、子どもの実態に即した具体的な おらい及び内容 家庭的保育事業所の生活における子どもの実態に即した具体的な おらい及び内容 家庭的保育事業所の生活における子どもの実態に即した。 生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即し、 生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した 具体的なおらい及び内容を設定していること。また、具体的な おらいが変化などを表し、子どもの実態に即した 具体的なおらい及び内容を設定していること。また、具体的な おらいが変化などを考し、子どもの実態に即し、 生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即し、 して心ること。 (3) 障害のある子どもの保育 家庭的保護・構成し、子どもが主体的に活動できるように して過ばのでで、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して 共に成長できるよう構造器や障害の状態を把握し、適切な 環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して 共に成長できるよう構造器や障害の状態を把握して 現代の下で、障害のある子どもが他の子どもの生活を通して 共に成長できるよう構造器や障害の状態を把握し 大きもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係 構関と主機りた支援のための計画を個別に作成するなど適切な 対応を図っていること。	をは 育 B B・C B B

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 保育の内 容 (1)保育の内 容	6 保育の内容		<乳児保育に関わるねらい及び内容> 次の視点に留意しながら保育を行っていること。 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」 精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」 	○省令第25条(準用児童福祉施設基準省令第35条) ○保育所保育指針第2章	・指導計画の内容が不十分	В
			<1歳以上の保育に関わるねらい及び内容> 次の領域に留意しながら保育を行っていること。 1 心身の健康に関する領域「健康」 2 人との関わりに関する領域「人間関係」 3 身近な環境との関わりに関する領域「環境」 4 言葉の獲得に関する領域「言葉」 5 感性と表現に関する領域「表現」	○省令第25条(準用児童 福祉施設基準省令第35 条) ○保育所保育指針第2章 2		
(2)指導計画 の展開	7 指導計画に基づく 保育の実施状況		指導計画に基づく保育の実施については、次の事項に留意していること。 1 施設長、保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えていること。 2 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行っていること。 3 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助していること。 4 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録し、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っていること。	福祉施設基準省令第35条) ○保育所保育指針第1章 3(3)	・指導計画に基づく保育が不十分である。	В
(3)保育内容 等の評価	8 評価(自己評価、 学校関係者評価、第 三者評価)		自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善 を図っていること。		・自ら提供する特定教育・保育の質の評価の実施、改善を図っていない (軽微な場合はB)。	В•С
	9 外部評価の実施状 況	共	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第45条 第2項 ○省令第5条第4項	・外部の者による評価を 受けることに努めていな い(軽微な場合はB)。	В•С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 特定教 育・保育施設 等との連携	10 特定教育・保育施設等との連携の状況		が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保していること。	○省令第6条第1項、附 則第3条 ○特定教育・保育施設 等運営基準府令第42条 第1項第1号~第3号、附 則第5条		B·C
a 1144441 A			(注)特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、連携施設を確保しないことができる。			D
6 地域社会との連携	11 地域社会との交流 及び連携の状況		地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めていること。	○省令第5条第2項 ○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第31条)	・地域社会との交流及び連携に努めていない。	В
7 子どもの 健康支援 (1)健康状態 及び発育・発 達状態の把握	12 心身の状況等の把 握		特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていること。		・子どもの心身の状況、 その置かれている環境の 把握に努めていない(軽微 な場合はB)。	В•С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	13 健康状態及び発 育・発達状態の把握 状況		子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時把握していること。	○省令第25条(準用児童福祉施設基準省令第35条)○保育所保育指針第3章1(1)ア	もの健康状態及び発育・ 発達の状況を把握してい	В•С
(2)疾病等へ の対応	14 疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合の対応状況		態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合に は、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を	条)	・常に子どもの状態を観察し、疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合に、必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。	B • C
			職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていること。	○省令第25条(準用児童福祉施設基準省令第35条) ○保育所保育指針第3章1(3)ア ○特定教育・保育施設等運営基準府令第50条 (準用第18条)	・子どもの緊急時の対応 について、必要な措置を 講じていない(軽微な場合 はB)。	В•С
8 事故防止 の指針の整 備、事故発生 防止及び発生 時の対応措置 状況	15 事故発生時の対応	特	教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第32条第2項) ○特定教育・保育施設 等における事故の報告 等について	・事故発生後の対応について、必要な措置を講じていない。	С
		特	上記の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録してい ること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第32条第3項)	・事故の状況及び処置についての記録がない。	С

項	目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
		16 事故の発生・再発 防止		事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を 講じていること。 (1)事故が発生した場合の対応、(2)に規定する報告の方法等が記載さ れた事故発生の防止のための指針を整備すること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第32条第1項) ○事故防止通知 ○保育所保育指針第3章 3(2)ア、イ ○プール活動等事故防 止通知 ○事故防止及び事故発 生時の対応のためのガ イドライン	・事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない(軽微な場合はB)。	В•С
			(2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。		・事故報告、改善策を周 知徹底する体制が整備さ れていない(軽微な場合は B)。	В•С	
			(3)事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に 行うこと。		・事故発生防止委員会及 び研修が定期的に実施さ れていない(軽微な場合は B)。	В•С	
		,	特	特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第32条第4項)	・損害賠償を速やかに 行っていない(軽微な場合 はB)。	В • С
		17 安全計画の策定等		当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対 する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活	○省令第7条の2 ○保育所等における安全計画の策定に関する 留意事項等について	・安全計画を策定していない(R5年度はB)。 ・安全計画を職員に周知していない。 ・研修や訓練を実施していない(軽微な場合は B)。 ・安全計画を保護者に周知した安全計画を保護者にの見いない。 ・定期的に安全計画の見直しを行て変更を行て変更を行て変更ない(軽微な場合は B)。	B • C B B • C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	18 自動車を運行する 場合の所在の確認		(1)利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認していること。 (2)利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行なっていること。		・点呼その他の児童の所在を確実に把握するります。 を確実に把握するりない。 をできる方を確認していいない。 ・自動車にブザーそ落としている。 ・自動車に重変を備えているではいる。 ・自動車にできるとしているではいるできる。 を防止するできるできる。 を防止する措置も構じている。 に代わる措置もない。	B·C
			(経過措置)令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。			
	19 乳幼児突然死症候 群の防止への対策状 況	共	・仰向けに寝かせていること。・一人にしていないこと。・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用していないこと。	○事故防止及び事故発 生時の対応のためのガ イドライン ○重大事故防止策を考 える有識者会議注意喚 起	・乳幼児突然死症候群予防対策を適切に行っていない。(軽微な場合はB)。	B • C
			睡眠中の事故防止の注意事項として、1歳以上児であっても子どもの 発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預け始めの子どもに ついては、特に注意し、きめ細やかな見守りが重要である。			
9 不適切な 養育等への対 応	20 子どもの不適切な 養育等の発見への努 力、必要に応じた関 係機関との連携状況			○児童虐待の防止等に 関する法律第5条第1 項、第6条第1項	・児童虐待の早期発見に 努めていない(軽微な場合 はB)。	В•С
			2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを 市町村、福祉事務所若しくは児童相談所に通告していること。		・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際、市等の関係機関に通告をしていない(軽微な場合はB)。	В•С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 健康増進 (1)保健計画 の作成	21 保健計画の作成状 況		子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、 全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人ひとりの子どもの健康の保 持及び増進に努めていること。	○省令第25条(準用児童 福祉施設基準省令第35 条) ○保育所保育指針第3章 1(2)ア	・保健計画に基づいて、 一人ひとりの子どもの健 康の保持及び増進に努め ていない。	В
(2)健康診断	22 利用乳幼児及び職 員の健康診断		1 家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回(うち1回は6月30日までに行う。)の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていること。 なお、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった児童に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断(歯科健診を含む。)を行っていること。	○省令第17条第1項 ○学校保健安全法第11 条、第13条 ○学校保健安全法施行 規則第5条、第6条	・定期的に健康診断を実施していない(軽微な場合、歯科健診未実施の場合及び途中入所児の健康診断未実施の場合はB)。	В•С
			配置替えの際、検便による健康診断を行っていること。並びに月に1回	○労働安全衛生規則第 47条	・検査を実施していない。・検査結果を全く確認していない。(軽微な場合はB)。	С В • С
					・検査結果を確認していない者や陽性と判定された者が業務に従事している。	С
					・検査を月1回以上実施していない。(軽微な場合は B)。	В•С
					・新しく従事する際に検 査を行っていない。	С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)感染症や その他の疾病 の発生予防対 策	23 衛生管理		(1)利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていること。 (2)感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めていること。	○省令第14条第1項、第 2項 ○感染症等発生報告通 知	・設備、食器等又は飲用 に供する水についる 生的な管理に努め、 管理に努力 管理に努力 でいない(軽微な場合は でいない(軽微な場合は B)。 ・職員に対し、感染症予 防等の研修や訓練をめいない。	B·C
			次の(1)、(2)又は(3)の場合は、社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。(1)同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合(2)同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合(3)(1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合		・社会福祉施設等主管 部局及び保健所に報告 し、指示を求めるなどの 措置を講じていない。	С
11 相談及び 援助	24 保護者との連絡状 況	家	につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めていること。	○省令第26条 ○保育所保育指針第4章 2(1)	・保護者と密接な連絡を とり、保護者の理解及び 協力を得るよう努めてい ない。	В
	25 保護者との相談及 び援助		境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第17条)	・子どもの心身の状況、 置かれている環境等の的 確な把握に努め、子ども 又はその保護者に対し、 その相談に適切に応じ、 必要な助言その他の援助 を行っていない(軽微な場 合はB)。	В•С

項	目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 食育 <i>0</i> 進 (1) 食育計		26 食育計画の作成状 況		う、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、そ の評価及び改善に努めていること。栄養士が配置されている場合は、 専門性を生かした対応を図っていること。	○省令第25条(準用児童福祉施設基準省令第35条) ○保育所保育指針第3章 2(1) ウ	・食育の計画を作成し、 その評価及び改善に努め ていない。	В
(2)配慮を する子ども の対応		る子ども等への対応 状況	子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該事業所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護	福祉施設基準省令第35 条) ○保育所保育指針第3章 1(3) ウ、第3章2(2) ウ ○食事提供に関する援	ギー、障害のある子ども 等への対応を適切に行っ ていない。(軽微な場合は B)。		
				 師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図っていること。 1 子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めていること。 2 生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築していること。 	助及び指導通知	・生活管理指導表等を活用するなどして、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築していない。(軽微な場合はB)。	В•С
13 適切な 事の提供	な食	28 食事の提供状況		食事の提供は次のとおり、適切に行っていること。(監査事項29の特例に該当する場合を除く。) 1 利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内で調理する方法で行わなければならないこと。 2 献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。 3 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っていること。 5 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。		・食事の提供を適切に 行っていない(軽微な場合 はB)。	В•С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
14 食事の提供のを搬入しい。 14 食事の信息 14 食事の信息 14 食事の信息 14 食事の信息 15 である。 15 である。 16 である。 16 である。 16 である。 17 である。 17 である。 18 でする。 18 でする 18 でする 18 です 18 で 18 です 18 です 18 で 18 で 18 で 18 で 18 で 18 で 18 で 18 で	に関する家庭的保育		利用乳幼児に提供する食事を監査項目30の施設(以下「搬入施設」という。)から搬入する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 1 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が家庭的保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 2 家庭的保育事業所又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 3 調理業務の受託者を、家庭的保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。 4 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じること。 5 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	○省令第16条第1項	・要件を満たしていない (軽微な場合はB)。	В•С
	30 搬入施設の状況	家	搬入施設は、次に掲げるいずれかの施設とすること。 1 当該家庭的保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等(当該家庭的保育事業者が家庭的保育事業又は小規模保育事業C型を行う場合にあっては、当該家庭的保育事業所と近接する施設に限る。)	○省令第16条第2項 ○条例第15条	・搬入施設がいずれかの施設ではない。	С

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
15 利用乳幼 児を平等に取 り扱う原則	31 差別的取り扱いの 禁止		10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第24条) ○省令第11条	・事業所の管理者は、利 用者に対し、国籍、信 条、社会的身分又は費用 負担によって、差別的取 扱いをしている。	С
16 虐待等の 禁止	32 虐待の禁止		職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないこと。 【児童福祉法第33条の10】 (1)身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2)わいせつな行為をすること又は入所児童等をしてわいせつな行為をさせること。 (3)心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4)著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	等運営基準府令第50条 (準用第25条) ○法第33条の10 ○省令第12条	・職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている。	С
17 職員の知 識及び技能の 向上等	33 職員の研修の実施 状況		に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていること。	○省令第9条 ○特定教育・保育施設 等運営基準府令第47条 第3項	・職員が必要な知識及び 技能の習得、維持及び向 上に努めていない。 ・研修の機会を確保して いない(軽微な場合はB)。	В В • С
18 教育・保 育の提供の記 録	34 教育・保育の提供 の記録	特	特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していること。	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第12条)	・教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない(軽微な場合はB)。	В•С

項		監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
19 供	情報の提	35 情報の提供等		護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業所を選択する	○特定教育・保育施設 等運営基準府令第50条 (準用第28条)	・利用しようとする保護者に対し、適切に特定地域型保育事業所を選択できるよう、保育内容の情報提供に努めていない(軽微な場合はB)。	В•С
			特	当該特定地域型保育事業所について広告をする場合において、その 内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないこと。		・事業所について広告を 内容が虚偽又は誇大と なっている(軽微な場合は B)。	В•С
20	その他	36 その他	共	利用者処遇に不適切な事項が無いこと。		・不適切な事項がある(軽 微な場合はB)。	В•С